

身体障害者に対する駐車禁止除外指定の基準から 従前の対象者を除外しないよう求める意見書

平成19年9月1日に改正された「山梨県道路交通法施行細則」の駐車禁止除外指定の取り扱いで、下肢不自由者の交付基準の改正は、補助者を必要とせず一人で運転し移動しての経済活動や生産活動を継続している下肢不自由者にとって車両は身体の一部になっている現在、目的地の近くに駐車が可能であることは、生きていく上で大事な問題であるが、それができなくなることを意味します。

同じように交付基準の切り下げとなった体幹不自由、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等の障害者にとっても長距離長時間の歩行が厳しく、生活圏の拡大になりません。

東京など首都圏と違い、公共交通機関が不十分な山梨県において障害者が交通機関を利用しての移動は極めて困難な状況であり、危険と不便を強いられることとなります。また、駐車禁止除外指定を必要としている障害者から自立した生活を奪うことにもなります。

よって国におかれては、身体障害者の社会的自立を促進するためにも、山梨県道路交通法施行細則の改正された根本基準を見直し、従来、対象であった身体障害者を除外しないよう強く要望する。

また県におかれては、山梨県道路交通法施行細則の駐車禁止除外指定の取り扱いにおいて、これまで「除外指定車標章」の交付を受けてきた障害者が不利とならないように、改正前の対象者を除外しないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

山梨県甲斐市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
総務大臣 国家公安委員長 警察庁長官 山梨県知事
山梨県警察本部長